

鹿児島県における施設・サービス圏域設定に影響を及ぼす市郡圏域について ○ 正会員 田中 均*2

—— 地域施設計画における圏域設定手法に関する研究 その5 ——

同 友清貴和*1
同 高附剛生*3
同 山下 剛*4

1. 研究の目的

前編では施設・サービス圏域（以下、施設圏域と呼ぶ）と各行政圏域の分析を個別に行い、その結果、各行政圏域の中でも、市郡圏域が圏域設定に何らかの影響を及ぼしているのではないかと考察した。

そこで本研究では市郡圏域に着目し、市郡圏域の枠組みがどの程度施設・サービス圏域に関与しているか、またそこに潜在的に存在するであろう構造について探求することを目的とする。また、市郡圏域の枠組みを越境する施設圏域においても考察する。

2. 研究の方法

はじめに、市郡圏域を一つの枠組みと捉え、その視点から各施設圏域と市郡圏域との分析を行い、その整合性を総合的に判断する。まず、市郡圏域の枠組みを7類型（A, B, C, D, E, F, G）に分類する。【図-1】そして、それぞれの分類軸が施設圏域とどの程度の整合性を有するか分析し、さらに総合的に市郡圏域の枠組みが、施設圏域設定にどの程度影響力を及ぼしているか判断する。

次に、そのように何故、市郡圏域が施設・サービス圏域に対して潜在的な影響力をもつに至ったか、市郡圏域の歴史の変遷による観点から、その構造を明らかにする。

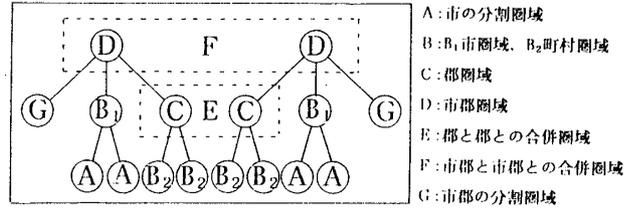


図-1 市郡圏域の枠組みモデル図

また、市郡圏域を越境する施設圏域においても行政区画の歴史の変遷による視点からの分析を行う。

3. 市郡圏域の枠組みと施設圏域との整合に関する分析

まず、各施設圏域34項目と市郡圏域7類型との分析を行い、その結果を示す。【表-1】

最も整合率の高い値を示すのはG型31.2%であり、次いでB型27.4%、D型18.7%、F型4.7%、A型4.1%（町・村の分割型はみられなかった）、C型2.4%で、最も低い値がE型0.6%であった。

このことから分類軸の相互関係をみると、A、C、E型が少なく、G型が全体の3割以上を占めることがわかる。B型においても高い値を示すが、これは特異例（商工会議所）が存在するためである。また、C型25圏域に対してD型92圏域、E型3圏域に対してF型23圏域と、いずれも市郡型が大きく上回ることは注目に値する。

表-1 市郡圏域の枠組みと各施設・サービス圏域との整合

施設・サービス圏域 項目	市郡圏域枠組み														計	%	その他の 圏域数	%	
	Aとの 一致数	%	Bとの 一致数	%	Cとの 一致数	%	Dとの 一致数	%	Eとの 一致数	%	Fとの 一致数	%	Gとの 一致数	%					
商工会議所・商工会	73	4	5.5	69	94.5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	73	100.0	0	0.0
農業改良普及所	21	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	9.5	0	0.0	0	0.0	19	90.5	21	100.0	0	0.0
県議会議員選挙区	20	0	0.0	9	45.0	(1)6	30.0	3	15.0	0	0.0	0	0.0	2	10.0	20	100.0	0	0.0
町A	19	0	0.0	8	42.1	0	0.0	6	31.6	0	0.0	0	0.0	5	26.3	19	100.0	0	0.0
福祉事務所	19	0	0.0	12	63.2	(1)3	15.8	1	5.3	3	15.8	0	0.0	0	0.0	19	100.0	0	0.0
視覚障害児支援センター	17	0	0.0	5	29.4	0	0.0	3	17.7	0	0.0	0	0.0	9	52.9	17	100.0	0	0.0
医師会	16	0	0.0	3	18.8	(1)2	12.5	5	31.3	0	0.0	0	0.0	6	37.5	16	100.0	0	0.0
土木事務所	13	0	0.0	0	0.0	(1)0	7.7	7	53.8	0	0.0	0	0.0	6	46.2	13	100.0	0	0.0
(国形)税務署	9	0	0.0	0	0.0	(1)0	0.0	8	88.9	0	0.0	0	0.0	1	11.1	9	100.0	0	0.0
新地事務所	9	0	0.0	0	0.0	(1)0	0.0	8	88.9	0	0.0	0	0.0	1	11.1	9	100.0	0	0.0
農林事務所	9	0	0.0	0	0.0	(1)0	0.0	9	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	9	100.0	0	0.0
(県形)総務事務所	6	0	0.0	0	0.0	(1)0	0.0	3	50.0	0	0.0	0	0.0	3	50.0	6	100.0	0	0.0
家庭保健衛生所	6	0	0.0	0	0.0	(1)0	0.0	2	33.3	0	0.0	0	0.0	4	66.6	6	100.0	0	0.0
養老施設	4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	100.0	4	100.0	0	0.0
国民年金公庫	2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	100.0	0	0.0	2	100.0	0	0.0
警察管轄区	22	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	9.1	0	0.0	0	0.0	19	86.4	22	100.0	1	4.5
こども課	24	0	0.0	12	50.0	0	0.0	2	8.3	0	0.0	0	0.0	8	33.4	22	91.7	2	8.3
保健所	12	0	0.0	1	8.3	(1)0	8.3	7	58.3	0	0.0	0	0.0	3	25.0	11	91.7	1	8.3
し尿処理	21	0	0.0	4	19.0	0	0.0	1	4.8	0	0.0	0	0.0	14	67.7	19	90.5	2	9.5
公共施設安定所	11	0	0.0	0	0.0	(1)0	0.0	7	63.6	0	0.0	0	0.0	3	27.3	11	100.0	0	0.0
宅配便(77)運輸	27	6	22.2	2	7.4	1	3.7	1	3.7	0	0.0	0	0.0	15	55.6	25	92.6	2	7.4
消防組合	17	0	0.0	3	17.6	(1)0	0.0	2	11.8	0	0.0	0	0.0	10	58.8	15	88.2	2	11.8
郵便番号	32	10	31.3	1	3.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	15	46.9	26	81.3	6	18.7
火葬場	23	0	0.0	6	26.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	12	52.2	23	100.0	0	0.0
伝染病隔離病舎	9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	22.2	0	0.0	0	0.0	2	22.2	7	77.8	2	22.2
西本願寺	10	0	0.0	0	0.0	(1)0	0.0	5	50.0	0	0.0	0	0.0	2	20.0	7	70.0	3	30.0
公立高校学区	10	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	40.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	40.0	6	60.0
東本願寺	6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	16.7	0	0.0	0	0.0	2	33.3	0	0.0	3	50.0
診療科(国民年金)	4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	50.0	0	0.0	2	50.0	2	50.0
産科助産所	4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	3	75.0
産科助産所	3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	33.3	0	0.0	1	33.3	2	66.7
診療科(厚生年金)	4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	25.0	0	0.0	1	25.0	3	75.0
水産業改良普及所	5	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	20.0	1	20.0	4	80.0
市外局舎	6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	16.7	0	0.0	1	16.7	5	83.3
計	493	20	4.1	135	27.4	(13)12	2.6	92	18.7	3	0.6	23	4.7	154	31.2	439	89.0	54	11.0

管轄部においては市が存在しないため市郡圏域=郡圏域のことであるが、ここでは便宜上市郡圏域に所属させた。C型における()は管轄部のことを示す。

A study on the city-county area influences the zoning of the facility and service area in Kagoshima

A study on the zoning techniques for facility area No. 5

TANAKA Hitoshi, TOMOKIYO Takakazu, TAKATSUKI Gowsei and YAMASHITA Gow

そして、市郡圏域の枠組みの視点で判断すると、市郡圏域を越境しない、つまり市郡の境界線を横断しない圏域は施設項目にして15/34項目、総圏域数では439/493圏域・89.0%もの極めて高い数値を示した。逆にその他の圏域、即ち市郡の境界線を横断する圏域は項目にして19/34項目、総圏域数にして54/493圏域・11.0%に留まった。

以上の分析により、市郡圏域の枠組みと施設圏域設定との間には何らかの関連性が存在することがわかった。

4. 市郡圏域の歴史の変遷に関する分析

次に施設圏域と市郡圏域との潜在的な相関関係をみいだすため、市郡圏域の歴史の変遷からの視点により、その構造を明らかにする。

まず、市郡圏域の歴史の変遷を追う。【表-2】

表-2 市郡圏域(郡圏域)の歴史の変遷

江戸末期	明治12年	明治22年	明治29年	大正10年	平成5年
郡名	郡名	郡名	郡名	郡名	市郡名
鹿兒島郡	鹿兒島郡	鹿兒島郡	鹿兒島郡	鹿兒島郡	鹿兒島市郡
谷山郡	谷山郡	谷山郡	谷山郡	谷山郡	谷山郡
指宿郡	指宿郡	指宿郡	指宿郡	指宿郡	指宿市郡
川辺郡	川辺郡	川辺郡	川辺郡	川辺郡	川辺市郡
出水郡	出水郡	出水郡	出水郡	出水郡	出水市郡
薩摩郡	薩摩郡	薩摩郡	薩摩郡	薩摩郡	薩摩市郡
伊佐郡	伊佐郡	伊佐郡	伊佐郡	伊佐郡	伊佐市郡
姶良郡	姶良郡	姶良郡	姶良郡	姶良郡	姶良市郡
肝属郡	肝属郡	肝属郡	肝属郡	肝属郡	肝属市郡
大隅郡	大隅郡	大隅郡	大隅郡	大隅郡	大隅市郡

注1)鹿兒島郡に鹿兒島市を含める。2)大隅郡からの転入

市郡圏域は現在の行政圏域の制度としては存在せず、市が郡から独立する以前の形態であった郡圏域のことを指す。その郡圏域の区画が確定したのは明治29年のことである。郡は古来から行政区として適用され、明治12年、郡区町村編成法施行に伴い、江戸時代における郡の区画をほぼ踏襲し、県と町村の中間的な役割を担う行政圏域として確立した。その後、何回かの郡区画改正を経て明治29年に現在の市を含めた郡圏域が形成された。その後、大正10年に郡制が廃止された。

次に明治22年市制・町村制施行以降の市町村の離散合併を各市郡圏域の視点でみとめる。【表-3】

現在の県本土71市町村に至る明治22年から平成5年

表-3 各市郡圏域内における市町村離散合併

市郡名	分割	合併 ²⁾	分村	境界線変更 ³⁾	市制	町制	改名
鹿兒島郡	2	9	2	1	1	3	—
指宿郡	—	2	1	1	2	2	4
川辺郡	4	12	6	7	1	6	9
出水郡	—	4	2	10	2	8	5
薩摩郡	4	4	2	6	1	3	4
伊佐郡	4	5	1	12	—	13	4
姶良郡	3	3	4	18	—	7	4
肝属郡	—	4	1	6	2	9	4
大隅郡	16	43	18	64	12	68	29
その他(市郡圏域を越境)	—	1	—	9	—	—	—

注1)分割合併は分割された町村が合併後にその存在をなくすもの
注2)合併とは町村規模の合併(対等合併と転入合併を含む)
注3)境界線変更とは地域規模の合併で境界線変更した後も町村が存在するもの (数値は件数)

- *1 鹿兒島大学工学部建築学科 助教授・工博
- *2 鹿兒島大学大学院生
- *3 鹿兒島大学大学院生
- *4 鹿兒島大学大学院生

Assoc. Prof., Dept. of Architecture, Faculty of Engineering, Univ. of Kagoshima, Dr. Eng
Graduate School, Univ. of Kagoshima
Graduate School, Univ. of Kagoshima
Graduate School, Univ. of Kagoshima

での105年間に、合併・分割合併が59件、また分村・境界線変更が82件行われた。一方、市郡境界線を横断して合併に至ったのはわずかに1件(現輝北町のこと、昭和31年合併時に所属郡を変更)のみである。

このように市町村は各市郡圏域内で活発に離散合併が行われ、流動的に変遷した。逆に郡圏域はこの市町村変遷の激動にもかかわらず、明治29年、遡れば明治22年郡役所管轄区域が設定されてから大正10年までの33年間は区画を変更しておらず、安定した中で郡内の町村を統轄したものと思われる。その上、大正10年郡制度が廃止されたために、かえってその圏域のみが時間軸上停止した形で存続し、市郡圏域の枠組みが普遍的強固なものとして今日に残っていると思われる。

5. 市郡圏域を越境する施設圏域に関する分析

施設圏域で市郡圏域を越境する圏域を抽出したものを市町村名で表記する。【表-4】

表にみられるように、市郡圏域を越境する圏域さえも旧郡圏域と一致するという構造がみえる。とりわけ、吹上・金峰町と吉松・栗野・横川・牧園町地域は反復してみられる。また輝北町はすでに述べた通り、歴史上特異点の性質をもつ。その他、昭和29年町村合併促進法において合併に反対した町村が目立つ。このように、市郡圏域を越境する地域にさえも歴史的なしがらみが潜在的に存在する。逆に歴史的な関係がみられない地域においては今日の指標が圏域設定に関与していると推測される。

表-4 市郡圏域の枠組みを越境する圏域とその歴史的な関係

市郡圏域の枠組みを越境する圏域	件数	歴史的な関係性
吹上町・金峰町	4	旧阿多郡
金峰町	2	阿多郡の一部
吉松町・栗野町・横川町・牧園町	4	阿多郡の一部
吉松町	1	阿多郡の一部
吉松町・栗野町	1	阿多郡の一部
吉松町・栗野町・加治木町・溝辺町・聖入町	1	阿多郡の一部
鹿兒島市の一部(旧谷山村)	1	谷山郡
川内市の一部(旧高城村)	1	谷山郡
輝北町	2	郡圏域を越えた合併
財部町	1	宮崎県と似
財部町	1	大風土がある
財部町・天吉町	1	徳田町はS29町村合併に反対
財部町・薩摩町	1	鹿島町はS29の町村合併促進法
薩摩町・郡峯院町・吉田町	1	において自立を希望し合併に
吉田町	1	反対、吉田町は鹿兒島市との
吉田町・桜島町	1	合併を希望したが当時は破綻
桜島町	2	合併し合併に反対し自立希望
東串良町	1	S29町村合併に反対し自立希望
松元町・喜入町・郡山町	1	松元町はS29伊集院町との町村
松元町	1	合併に反対し自立希望、郡山町
鹿兒島市の一部(甲斐川以南)	1	は鹿兒島市との合併が破綻
知覧町	1	みられない
知覧町	1	—
垂水市の一部(旧生根村)	1	—
垂水市	1	—
串木野市	1	—
串木野市・市来町	1	—
福分市	1	—
福山町	1	—

6. まとめ

以上より、施設圏域設定に市郡圏域の枠組みが強く関与していることがわかった。またその構造については市郡圏域を越境する地域も含め歴史的なしがらみとその根底に存在し、今日においても圏域設定に影響を及ぼすものであるといえる。今後はさらに歴史的な視点と今日的な指標をかみ合わせた多角的な分析が必要である。